

ICT導入補助についてのよくある質問

R3.7.30現在

番号	質問	回答
1	記録業務と情報共有業務が可能なICTを導入するが、既存の請求業務のシステムと連携しない場合、補助対象か。	補助対象ではありません。（記録業務、情報共有業務、請求業務が一气通貫で可能となっていることが必要です。）
2	タブレットのカバーやフィルムは補助対象か。	補助対象ではありません。
3	施設外で使用するための携帯型WiFi機器は補助対象か。	補助対象ではありません。
4	購入ではなく、リースやレンタルの場合、補助対象か。	リース又はレンタル期間が3年以上であれば、申請することは可能です。ただし、導入初年度に要するリース料等のみが補助対象です。
5	消費税込の金額が補助対象か。	原則として、消費税を除いた金額（税抜金額）が補助対象です。
6	介護老人福祉施設、通所介護事業所、訪問介護事業所を運営しているが、それぞれの事業所ごとに職員数に応じた基準額が補助上限額か。	お見込みのとおりです。指定ごとに1事業所としてカウントします。
7	ICT導入の税抜金額が100万円の場合、補助予定額はいくらか。	<p>【補助率3/4の場合】</p> <p>補助対象経費が100万円の場合は、補助予定額は75万円です。（補助上限額100万円【職員数10人以下の場合】）</p> <p>（例）</p> <p>補助対象経費130万円→補助予定額97.5万円 補助対象経費180万円→補助予定額100万円</p> <p>【補助率1/2の場合】</p> <p>補助対象経費が100万円の場合は、補助予定額は50万円です。（補助上限額100万円【職員数10人以下の場合】）</p> <p>（例）</p> <p>補助対象経費130万円→補助予定額65万円 補助対象経費180万円→補助予定額90万円 補助対象経費210万円→補助予定額100万円</p>
8	住宅型有料老人ホームに導入するICTについて、補助金を申請することができるか。	介護サービス事業所ではないため、申請することはできません。

9	ICTの整備状況により、対象となる事業所に違いはあるか。	本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が転記不要（一気通貫）になっていない介護事業所がICTを導入することで業務負担軽減することを主目的としています。過去に本事業による補助を受けたかどうかに関わらず、既に転記不要（一気通貫）を実現しており、さらなる負担軽減を図る目的で、本事業の活用を申請する事業所も想定されますが、優先順位としては後回しになります。
10	過去に本事業を活用した事業所が本年度以降に再度補助金を申請することができるか。また、その場合の職員数区分の考え方如何。	原則として1事業所が受けられる補助は1回ですが、それまで受けた補助金の合計額が申請年度の基準額の範囲内であれば、複数回の申請は可能です。職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数（常勤換算）で少ない方の区分により算定することになります。なお、転記不要（一気通貫）の介護ソフトをより多くの事業所での導入を目指す観点から、優先順位としては後回しになります。
11	いつまでに導入しなければならないか。	交付申請書に記載した事業完了予定年月日までに導入する必要があります。 （事業完了予定年月日は、遅くとも3月31日までとなります。） なお、交付決定前に発注した場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください。
12	いつまで使用しなければならないか。	導入した事業所において、原則として3年以上使用する必要があります。 なお、3年以上使用した後も、大蔵省令に定められている耐用年数が経過するまでは、補助金の交付目的に反した使用、譲渡、交換、貸付け、担保の用に供することは、原則としてできませんので、ご注意下さい。
13	本事業で導入したタブレットを職員のシフト調整等のバックオフィス業務やオンライン面会等、転記不要（一気通貫）と関係ない業務に利用することは可能か。	本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が転記不要（一気通貫）になっていない介護事業所がICTを導入することで業務負担軽減することを主目的としています。本事業により導入したタブレット端末は、本来は転記不要（一気通貫）のために使用されるべきものですが、過去に本事業による補助を受けたかどうかに関わらず、転記不要（一気通貫）が実現できていれば、補助的にバックオフィス業務やオンライン面会に利用して差し支えありません。